

## 定期点検義務のある危険物施設

施設区分	貯蔵し、又は取り扱う危険物の倍数等
製造所	指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が 150 以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 200 以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が 100 以上
地下タンク貯蔵所	すべて
移動タンク貯蔵所	すべて
給油取扱所	地下タンクを有するもの
移送取扱所	すべて
一般取扱所※	指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの

※ 指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40 度以上の第 4 類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所は除く。